

掛川市条例第 8 号

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 3 日

掛川市長

(別紙)

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成29年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(市長が管理及び執行する事務) 第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。 (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。 (2) 文化に関すること（ <u>文化財の保護に関する</u> <u>ことを除く。</u> ）。	(市長が管理及び執行する事務) 第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。 (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。 (2) 文化に関すること（ <u>次号に掲げるものを除く。</u> ）。 <u>(3) 文化財の保護に関すること。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（掛川市文化財保護条例の一部改正）

- 2 掛川市文化財保護条例（平成17年掛川市条例第174号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(財産権等の尊重及び他の公益との調整) 第3条 <u>掛川市教育委員会</u> (以下「<u>教育委員会</u>」<u>という。</u>)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 (指定) 第4条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、市にとって重要なものを掛川市指定有形文化財（以下「<u>市指定有形文化財</u>」という。）に指定することができる。 2 前項の規定による指定をするに当たっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。 3 第1項の規定による指定をするに当たっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、第43条に規定する掛川市文化財保護審議会に諮問しなければならない。 4 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。 5 (略) 6 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。 (解除) 第5条 <u>教育委員会</u>は、指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定有形文化財の指定を解除することができる。 2・3 (略) 4 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければなら	(財産権等の尊重及び他の公益との調整) 第3条 <u>市長</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 (指定) 第4条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、市にとって重要なものを掛川市指定有形文化財（以下「<u>市指定有形文化財</u>」という。）に指定することができる。 2 前項の規定による指定をするに当たっては、<u>市長</u>は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。 3 第1項の規定による指定をするに当たっては、<u>市長</u>は、あらかじめ、第43条に規定する掛川市文化財保護審議会に諮問しなければならない。 4 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。 5 (略) 6 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。 (解除) 第5条 <u>市長</u>は、指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定有形文化財の指定を解除することができる。 2・3 (略) 4 前項の場合には、<u>市長</u>は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければなら

らない。

- 5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示又は勧告に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 (略)

- 3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 (略)

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、若しくは盗難に遭い、又はこれを亡失したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 (略)

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認める

い。

- 5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示又は勧告に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 (略)

- 3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 (略)

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、若しくは盗難に遭い、又はこれを亡失したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 (略)

- 2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認めるとき

ときは、当該管理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 教育委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗難に遭うおそれがあると認めるときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な事項を勧告することができる。

3・4 (略)

(現状変更等の制限)

第12条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 (略)

(修理の届出等)

第13条 当該市指定有形文化財の所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による指示又は前条第1項の規定による許可を受けて行う場合は、この限りではない。

は、当該管理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 市長は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗難に遭うおそれがあると認めるときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 市長は、市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な事項を勧告することができる。

3・4 (略)

(現状変更等の制限)

第12条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 (略)

(修理の届出等)

第13条 当該市指定有形文化財の所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による指示又は前条第1項の規定による許可を受けて行う場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、市指定有形文化財を出品することを指示することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って市指定有形文化財の公開を指示することができる。

3 (略)

4 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときはその職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

6 (略)

(現状等の報告)

第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 (略)

(指定等)

第18条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを掛川市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をする

2 市長は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第14条 市長は、市指定有形文化財の所有者及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限って市長の行う公開の用に供するため、市指定有形文化財を出品することを指示することができる。

2 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って市指定有形文化財の公開を指示することができる。

3 (略)

4 市長は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときはその職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

6 (略)

(現状等の報告)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づく市長の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 (略)

(指定等)

第18条 市長は、市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを掛川市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするに当

に当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするに当たっては、あらかじめ掛川市文化財保護審議会に、諮問しなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（指定等の解除）

第19条 教育委員会は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 （略）

4 教育委員会は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知しなければならない。

5 （略）

6 教育委員会は、前項の場合には、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及

たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするに当たっては、あらかじめ掛川市文化財保護審議会に、諮問しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（指定等の解除）

第19条 市長は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 （略）

4 市長は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知しなければならない。

5 （略）

6 市長は、前項の場合には、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及

び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名等の変更等)

第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくはその相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(保存)

第21条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(公開)

第22条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を指示することができる。

2～4 (略)

(保存に関する指導助言)

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(指定)

第24条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを掛川市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（同項の規定により重要無形民俗文化財及び静岡県指定無形民俗文化財に指

び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名等の変更等)

第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくはその相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(保存)

第21条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(公開)

第22条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を指示することができる。

2～4 (略)

(保存に関する指導助言)

第23条 市長は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(指定)

第24条 市長は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを掛川市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（同項の規定により重要無形民俗文化財及び静岡県指定無形民俗文化財に指定され

定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを掛川市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2・3 (略)

4 教育委員会は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、その旨を告示しなければならない。

(指定の解除)

第25条 教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2・3 (略)

4 教育委員会は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除をするに当たっては、その旨を告示しなければならない。

5・6 (略)

7 教育委員会は、第5項の場合における市指定無形民俗文化財の指定の解除について、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第26条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届け出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第28条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を指示す

たものを除く。)のうち市にとって重要なものを掛川市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、その旨を告示しなければならない。

(指定の解除)

第25条 市長は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除をするに当たっては、その旨を告示しなければならない。

5・6 (略)

7 市長は、第5項の場合における市指定無形民俗文化財の指定の解除について、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第26条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届け出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第28条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を指示すること

ることができる。

2 (略)

(保存に関する指導又は助言)

第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の記録の作成等)

第31条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2・3 (略)

(指定)

第32条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定及び県条例第29条第1項の規定により、史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを掛川市指定史跡、掛川市指定名勝又は掛川市指定天然記念物（以下これらを「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 (略)

(指定の解除)

第33条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2・3 (略)

(標識等の設置)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、市指定史跡名

ができる。

2 (略)

(保存に関する指導又は助言)

第30条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の記録の作成等)

第31条 市長は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2・3 (略)

(指定)

第32条 市長は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定及び県条例第29条第1項の規定により、史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを掛川市指定史跡、掛川市指定名勝又は掛川市指定天然記念物（以下これらを「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 (略)

(指定の解除)

第33条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2・3 (略)

(標識等の設置)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、規則の定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第37条で準用する第6

勝天然記念物の所有者（第37条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第36条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 （略）

（選定等）

第38条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2第1項の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを掛川市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 （略）

（選定等の解除）

第39条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 （略）

条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第36条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 （略）

（選定等）

第38条 市長は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2第1項の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを掛川市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 市長は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 （略）

（選定等の解除）

第39条 市長は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 （略）

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合においては、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保存）

第41条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を講ずることができるものとし、市は、保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 （略）

（保存に関する指導又は助言）

第42条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

（設置）

第43条 教育委員会に、掛川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第44条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に答申する。

（委員及び臨時委員）

第46条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（庶務）

第50条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合においては、市長は、その旨を告示しなければならない。

（保存）

第41条 市長は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を講ずることができるものとし、市は、保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 （略）

（保存に関する指導又は助言）

第42条 市長は、市選定保存技術の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

（設置）

第43条 市長の諮問機関として、掛川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第44条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に答申する。

（委員及び臨時委員）

第46条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（庶務）

第50条 審議会の庶務は、協働環境部において処理する。

（委任）

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(掛川市大須賀歴史民俗資料館条例の一部改正)

3 掛川市大須賀歴史民俗資料館条例（平成17年掛川市条例第176号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(入館の制限) 第3条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1)～(4) (略) (展示品の利用許可) 第4条 学術研究等のため、展示品の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「展示品の利用」という。）をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>教育委員会</u>は、展示品の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 <u>教育委員会</u>は、展示品の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、展示品の利用を許可しない。 (1)～(4) (略) (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。	(入館の制限) 第3条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1)～(4) (略) (展示品の利用許可) 第4条 学術研究等のため、展示品の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「展示品の利用」という。）をしようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>市長</u>は、展示品の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 <u>市長</u>は、展示品の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、展示品の利用を許可しない。 (1)～(4) (略) (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。

(掛川市吉岡彌生記念館条例の一部改正)

4 掛川市吉岡彌生記念館条例（平成18年掛川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(開館時間等) 第3条 記念館の開館時間及び休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 (入館の制限) 第5条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1)～(4) (略) (使用の許可) 第6条 記念館を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 (略) (使用の不許可) 第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可しないものとする。 (1)～(4) (略) (使用の許可の取消し等) 第8条 <u>教育委員会</u>は、記念館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 (1)～(3) (略) 2 (略) (使用の許可の取消し等) 第9条 (略) 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (入館料又は使用料の減免) 第10条 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。 (入館料又は使用料の不還付) 第11条 既納の入館料又は使用料は、還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (委任)	(開館時間等) 第3条 記念館の開館時間及び休館日は、<u>規則</u>で定める。 (入館の制限) 第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1)～(4) (略) (使用の許可) 第6条 記念館を使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 2 (略) (使用の不許可) 第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可しないものとする。 (1)～(4) (略) (使用の許可の取消し等) 第8条 <u>市長</u>は、記念館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 (1)～(3) (略) 2 (略) (使用の許可の取消し等) 第9条 (略) 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (入館料又は使用料の減免) 第10条 <u>市長</u>は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。 (入館料又は使用料の不還付) 第11条 既納の入館料又は使用料は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第 1 （第 4 条関係）

区分		個人	団体
(略)			
特別展	一般（高校生を含む。）	<u>教育委員会</u> が別に定める額	
	(略)		

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 （第 4 条関係）

区分		個人	団体
(略)			
特別展	一般（高校生を含む。）	<u>市長</u> が別に定める額	
	(略)		